

国海員第394号の2  
令和4年3月23日

日本内航海運組合総連合会会長 殿

海事局船員政策課長  
(公印省略)

船員法第64条第1項に基づく安全臨時労働の運用について

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和3年法律第43号）による改正後の船員法（昭和22年法律第100号）の令和4年4月1日施行に向けた法改正説明会において「船員労務官による監査に対応するための作業時間の取扱い」に関して質問があったことを踏まえまして、下記の作業については、船員法第64条第1項に基づく「船舶の航海の安全を確保するため臨時の必要があるとき」の労働、いわゆる「安全臨時労働」に含まれることを明確化することといたしましたので、貴会の傘下会員等に対し、周知方よろしくお願いいたします。

記

- 船員労務官を含む司法警察員等が行う、船舶に対する臨時の検査、監督等において、当該船舶に乗り組む船員がこれらに対応する作業に従事する時間（行政官庁と事前に調整するような予め計画されている検査、監督等に対応する作業に従事する時間を除く。）